



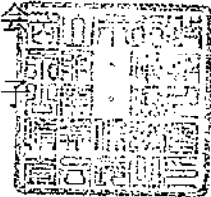
岡情審査第14号

令和5年6月5日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会長 福重 さと子



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年3月17日付け岡こ企総第148号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「岡山市立少年自然の家の令和3年4月1日からの指定管理者指定に関して、指定管理者候補を選定した選定委員会の会議録及び平成29年度以降の事業報告書」に係る公文書開示請求に対して、一部開示とした決定に対する審査請求についての諮問。

第 1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定については、非開示と決定した部分のうち別表に掲げる情報を開示すべきである。

第 2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和 3 年 1 1 月 1 0 日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成 1 2 年市条例第 3 3 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、岡山市立少年自然の家の令和 3 年 4 月 1 日からの指定管理者指定に関して、指定管理者候補を選定した選定委員会の会議録及び各選定委員採点表（以下「本件公文書 A」という。）及び岡山市立少年自然の家の指定管理者の平成 2 9 年度以降の事業報告書（以下「本件公文書 B」という。）について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、実施機関は、同年 1 2 月 2 2 日付けで、請求された本件公文書 A 及び本件公文書 B について、個人の氏名、職歴、資格、印影及び職業に関する情報は、条例第 5 条第 1 号の個人情報に該当するとして、また、法人の取引に関する情報、信用に関する情報、技術等に関する情報、経営に関する情報、法人内部の人事上の処遇に関する情報、自主事業に関する情報及び財務諸表に関する情報は、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 5 条第 2 号の法人情報に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、令和4年2月12日付けで本件公文書A及び本件公文書Bについての本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和4年3月17日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

1 請求人の主張要旨

当該施設の指定管理者の競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがあるとの一部非開示理由は、条例第5条第2号に該当するためとしているが、判例上該当しない。

2 実施機関の主張要旨

(1) 取引に関する情報について

取引に関する情報は、法人の営業・販売活動に関する情報である。これらの内容を公開することは、法人の取引に関する秘密事項を公開することにつながり、法人の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の非開示情報に該当する。

(2) 信用に関する情報について

法人に対する評価は、法人の信用に関する情報である。その内容を公開することは、法人の社会的評価の低下をもたらす情報を公開することにつながり、法人のその他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の非開示情報に該当する。

(3) 技術等に関する情報について

技術上のノウハウは、法人の技術等に関する情報である。この内容を公開することは、法人の技術等に関する情報を公開す

ることにつながり、法人の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の非開示情報に該当する。

(4) 経営に関する情報について

経営方針に関する情報は、法人の経営に関する情報である。この内容を公開することは、法人営業・販売のノウハウを公開することにつながり、法人の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の非開示情報に該当する。

(5) 法人内部の人事上の処遇に関する情報について

法人内部の人事上の処遇に関する情報は、法人の内部管理に関する情報である。これらの内容を公開することは、法人の内部管理に属する事項を公開することにつながり、法人のその他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の非開示情報に該当する。

(6) 財務諸表に関する情報について

財務諸表に関する情報は、法人の経営に関する情報である。これらの内容を公開することは、法人の財務上の秘密事項を公開することにつながり、法人のその他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の非開示情報に該当する。

(7) 自主事業に関する情報について

自主事業は、あらかじめ岡山市の承認を得た場合に、指定管理者が自ら管理する公の施設において、管理業務以外に自己の責任と費用負担により実施できるものであることから、法人その他の団体に関する情報に該当する。また、その内容を公開することは、法人の営業・販売の状況を公開することにつながり、競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第5条第2号の非開示情報に該当する。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 条例第5条第2号の該当性について

本件審査請求において争点になっているのは、実施機関が条例第5条第2号に該当するとして非開示とした処分の妥当性である。

条例第5条第2号は、法人情報について、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については非開示とする規定であり、法人等の営業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持する観点から、法人等の事業活動に関する情報については、開示することによって法人等に不利益を与える情報は非開示とする趣旨である。本件情報が条例第5条第2号に該当するかどうかの判断に当たっては、単なる抽象的な可能性では足りず、法的な保護を必要とするほどの蓋然性をもって正当な利益の侵害が生じる場合であることが求められる。

当審査会で本件公文書A及び本件公文書Bを見分したところ、条例第5条第2号に該当する情報として非開示とされた部分のうち、法人の経営に関する情報、信用に関する情報、営業・販売活動に関する情報については、公開されることにより、公正な競争が阻害される等の危険性が考えられる。当該危険性は単なる抽象的な可能性ではなく、本件法人が競争上不利になる情報であり、当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

また、法人内部の人事・労働条件に関する情報、財務状況に関する情報については、法人内部の情報で経営上の秘密事項であり、公開されることにより当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

加えて、自主事業に関する情報については、自主事業が指定管理業務とは異なり、法人のノウハウを生かし自己の責任と費用で実

施する事業であることから、公開されることにより公正な競争が阻害される等の危険性が考えられる。当該危険性は単なる抽象的な可能性ではなく、本件法人が競争上不利になる情報であり、当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

したがって、これらの情報は条例第5条第2号に該当すると認められる。また、その性質上、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

一方、本件公文書Aのうち、令和2年度岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会第2回岡山っ子育成局・教育委員会部会会議録（要点記録）の4ページ18行目から19行目の選定委員の発言、令和2年10月15日開催岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会第2回岡山っ子育成局・教育委員会部会議事録（以下「議事録」という。）11ページ1行目から4行目の選定委員の質問、14ページ9行目から14行目、28行目から29行目の選定委員の発言、本件公文書Bのうち、平成29年度事業報告書の17ページ5行目の職名、平成31年度事業報告書の17ページ5行目の所長の名字は、これらの情報を公開しても、ただちに本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第5条第2号には該当しない。

なお、議事録の2ページ目と3ページ目の間はページが抜けていると認められるため、この間のページについては、条例第5条第1号に該当する個人に関する情報及び条例第5条第2号に該当する財務諸表に関する情報を除き、開示すべきである。

2 結論

以上の理由により、当審査会は、第1記載のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

令和4年	3月17日	諮問書の收受
令和4年	4月11日	請求人側反論書の收受
令和4年	5月17日	審議
令和4年	7月11日	審議
令和4年	8月25日	審議
令和4年	9月20日	審議
令和4年	12月23日	審議
令和5年	1月18日	審議
令和5年	2月9日	審議
令和5年	4月28日	審議
令和5年	5月23日	審議
令和5年	6月5日	答申

別表

本件公文書A（岡山市立少年自然の家の令和3年4月1日からの指定管理者指定に関して、指定管理者候補を選定した選定委員会の会議録及び各選定委員採点表）のうち開示すべき情報

会議録の4ページ18行目から19行目	選定委員の発言
議事録の11ページ1行目から4行目	選定委員の質問
議事録の14ページ9行目から14行目	選定委員の発言
議事録の14ページ28行目から29行目	選定委員の発言
議事録の2ページ目と3ページ目の間	抜けている部分全て（ただし、条例第5条第2号に該当する財務諸表に関する情報及び条例第5条第1号に該当する個人に関する情報を除く。）

本件公文書B（岡山市立少年自然の家の指定管理者の平成29年度以降の事業報告書）のうち開示すべき情報

平成29年度事業報告書 17ページ5行目	職名
平成31年度事業報告書 17ページ5行目	所長の名字